

掛川市条例第19号

掛川市水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月20日

掛川市長

(別紙)

掛川市水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(掛川市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 掛川市水道事業給水条例(平成17年掛川市条例第179号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(手数料)</p> <p>第27条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第4条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(手数料)</p> <p>第27条 管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を申込者から申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、申込後に徴収することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第25条の3の2の規定による更新に係るもの 1件につき10,000円</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第33条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第6条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p>

(掛川市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第2条 掛川市布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年掛川市条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第4条及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第9条に規定する資格とする。 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、政令第6条及び省令第14条に規定する資格とする。	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)第9条に規定する資格とする。 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、政令第7条及び省令第14条に規定する資格とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。